

## 手続説明書

(上水)

### 指定給水装置工事事業者の指定事項の変更

#### 1 変更の届出

提 出 書 類
<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） ※次に掲げる変更の内容に応じて、それぞれ必要な書類を添付すること。

(1) 事業所の名称・所在地の変更
<input type="checkbox"/> 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式） ※所在地の変更の場合のみ <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者証
(2) 法人の名称・住所・代表者の氏名の変更
<input type="checkbox"/> 定款の写し（原本証明をしたものに限る。） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者証
(3) 法人の役員の氏名の変更
<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
(4) 個人の氏名・住所の変更
<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者証
(5) 給水装置工事主任技術者の氏名又は交付を受けた免状の番号
<input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3） <input type="checkbox"/> 選任した給水装置工事主任技術者の免状の写し

#### 2 給水装置工主任技術者の選任

選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。給水装置工事主任技術者の選任・解任をした場合は、1の変更の届出を行ってください。

#### 3 書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- ・登記事項証明書、住民票の写しは、その発行の日から3か月以内に交付されたものとし、交付を受けた原本（コピー不可）を提出してください。

【参考資料】 様式第2で誓約する事項は、第25条の3第3号に掲げる事項です。

■水道法第25条の3（指定の基準）

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの